香芝市告示第１９０号

近鉄五位堂駅、近鉄下田駅、近鉄二上駅、近鉄関屋駅、ＪＲ志都美駅、ＪＲ五位堂駅及びＪＲ香芝駅の各自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車及び原動機付自転車は、次のとおり香芝市自転車等の放置防止に関する条例（平成２年条例第４号）第９条により、撤去し、保管しています。所有者の方は、至急引取りに来てください。

なお、引取りのない場合は、同条例第１０条第３項の規定に基づき、当該自転車等を処分します。

令和８年　１０月２日

香芝市長　三　橋　和　史

１　撤　去　理　由　　香芝市自転車等の放置防止に関する条例第９条第１項の規定に基づき、放置禁止区域である「４　撤去場所」において放置されていたため撤去した。

２　撤 去 年 月 日　令和８年１０月２日

３　撤去対象区域　近鉄五位堂駅、近鉄下田駅、近鉄二上駅、近鉄関屋駅、ＪＲ志都美駅、ＪＲ五位堂駅及びＪＲ香芝駅

４　撤　去　場　所　近鉄下田駅

５　保　管　場　所　香芝市自転車等保管所
香芝市北今市五丁目６３４番地１

６　引　取　期　間　上記２の撤去年月日から６０日間

７　引　取　時　間　１０時００分から１３時００分まで

８　持　　参　　物　自転車等の鍵、印鑑及び引取人の住所と氏名が確認できるもの（運転免許証、学生証等）

９　連　　絡　　先　香芝市都市創造部都市政策交通課
（ＴＥＬ　０７４５－７６－２００１）
香芝市自転車等保管所
（ＴＥＬ　０８０－８３４８－１６２８）